

回答期限 令和7年8月31日(日)

※ふりがなつきの書類をご希望の方は、
コールセンターに連絡してください。

避難支援の調査へのご協力のお願い

本市では災害が発生した際に1人で避難することが難しい障がいのある人や高齢者などを予め把握するため避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を作成し、避難行動要支援者が地域の助け合いなどにより、安全に避難ができる体制づくりを進めています。

しかし、昨今の高齢者人口の増加等により、現在の名簿掲載者は、約24,000人にはのぼり、本市の人口の約5人に1人が名簿に掲載されているため、制度の実効性の確保が困難な状況となっています。

このような状況から、制度の実効性を確保し、真に支援が必要な人に支援を届けるため、令和7年度から名簿掲載対象となる要件を見直しました。

あなたは、平成27年度から令和6年度の間に名簿に掲載され、避難支援等関係者にあなたの情報を提供することに同意されており、避難支援等関係者とあなたの情報を共有しています。

については、今後も名簿への掲載及び避難支援等関係者へのあなたの情報の共有を希望されるか調査を行います。

このお知らせを最後までお読み頂き、本調査へのご協力をお願いします。

〈お問合せ先〉廿日市市避難支援調査コールセンター

電話 0120-925-776 (フリーダイヤル)

ご連絡いただく際に、**お名前**と**お問合せ番号**をお伝えいただくとスムーズです。

※お問合せ番号は調査票の宛名の横に記載しています。※回答してもらった調査票に不備がある場合は、コールセンターから電話をする場合があります。

1 避難行動要支援者避難支援制度について

避難行動要支援者



⑥避難支援・普段の見守り

④個別避難計画 作成・共有

- ①名簿情報を
平時から支援者
に提供してよいか
確認
②同意

- ③同意した人
の名簿情報
を提供

避難支援等関係者
自治組織・自主防災組織
など



- ⑤個別避難計画
共有

2 調査の目的

この調査の目的はつぎのとおりです。

- ① 今後も名簿への掲載及び避難支援等関係者へのあなたの情報の共有を希望するかどうかの確認
- ② ①について希望する場合、あなたの避難先、避難方法などの確認
(「わたしの避難プラン」作成)

3 名簿掲載対象者の見直しについて

本市では名簿掲載対象となる要件(避難行動要支援者の基準)を次のように見直しました。(令和7年度~)

区分	見直し前	見直し後
身体障害者手帳	・視覚(全ての等級)、聴覚(全ての等級) ・肢体不自由(1~3級)	・視覚(1~2級)・聴覚(1~2級) ・肢体不自由(1~3級) ただし、上肢障害のみの場合は3級を除く
知的障害者	療育手帳Ⓐ、A、Ⓑ、B	療育手帳Ⓐ、A
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級	精神障害者保健福祉手帳1級
要介護	要介護3、4、5	要介護1~5
高齢者	・70歳以上の1人暮らし ・70歳以上の世帯	—
難病疾患	難病疾患を受けている人	—
その他	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる人で支援を希望する人	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる人で支援を希望する人

4 調査の対象となる人

- ① 3名簿掲載対象者の見直しについての表にある「見直し前」の基準に該当する人
 - ② 避難支援等関係者にあなたの情報を提供することに同意している人
 - ③ 今回の「見直し後」の基準に該当しなくなった人
- 全てに該当する人に本文書を送付しています。

5 回答方法

- ① 今後も名簿への掲載及び避難支援等関係者へのあなたの情報の共有を希望する場合
同封している「避難支援の調査票(わたしの避難プラン)」をご記入の上、返信用封筒にて、
ご提出ください。
- ② 今後、名簿への掲載及び避難支援等関係者へのあなたの情報の共有を希望しない場合
回答は不要です。

6 個人情報の取扱について

今後も名簿への掲載及び避難支援等関係者へのあなたの情報の共有を希望する場合、
共有した個人情報は、廿日市市及び避難支援等関係者において、適正に管理し、避難支
援や安否確認などの目的以外に使用しません。なお、名簿掲載を希望しない場合、現在、
避難支援等関係者に共有しているあなたの情報は、市が責任を持って回収します。

7 ご理解いただきたいこと

- 災害時の地域による避難支援は、助け合い(共助)によるものであり、法的責任や
義務を伴うものではありません。また、地域全体が被災する場合もあり、必ず支援が
受けられるものではありません。
- 家族や隣近所の方と日頃から災害時の備えについて話し合っておきましょう。
- 災害時の地域での助け合いは、平常時のつながりが大切です。普段からつぎのこと
を心がけましょう。

●町内会、自治会に入りましょう。 ●隣近所の人との挨拶や声のかけあいなど、日頃か
らの付き合いを大切にしましょう。 ●地域の防災訓練や地域行事に参加しましょう。

「わたしの避難プラン」とは

「わたしの避難プラン」とは、災害のおそれがある場合に、避難行動を迅速に行うため、
お一人おひとりに『誰と』『どこに』『どうやって』避難するかなどをあらかじめ考え、まと
めておいていただくものです。個別避難計画ともいいます。

「わたしの避難プラン」 の内容

- 避難先
- 避難に必要な時間
- 家を出るまでに準備する時間
- 避難を支援する人
- 避難先までの移動方法

「わたしの避難プラン」を書くときは

調査票の中の「わたしの避難プラン」を使って、「避難先」や「あなたの
避難を支援する人」など災害時の避難について、ご自身やご家族
などと一緒に考えてみましょう。「わたしの避難プラン」の作成について、
詳しくは市ホームページでご確認ください。



廿日市市HP

書くときに知っておいてほしいこと

- 「わたしの避難プラン」は書ける範囲でお書きください。書くことが難しいところは
空欄でも構いません。
- 提出された調査票についてはコピーを返送しますので、大切に保管し、「わたしの
避難プラン」の「1:避難先」と「2:あなたの避難を支援する人」が埋まっている場合、
あなたの避難を支援する人と共有してください。

お住まいの地域の災害の危険性について

お住まいの地域の災害危険性等を、「わたしの避難プラン」に表示しています。



災害種別ごとに、該当する人には、「わたしの避難プラン」に表示しています。

※記載している危険性は「わたしの避難プラン」を作成するための参考情報です。
実際の災害では予想と異なる状況になる可能性があります。
※ご自身やご家族などでも改めてご自宅や周辺の災害危険性を各種ハザードマップで確認しましょう。

土砂災害 広島県が指定している土砂災害特別警戒区域又は
土砂災害警戒区域のいずれかの区域内に居住する人

洪水 計画規模降雨(河川整備における基本となる降雨)を想定した洪水
(広島県の管理河川)の浸水想定区域内に居住する人
佐方川、毛保川、可愛川上流の想定浸水区域内に居住する人

高潮 高潮(伊勢湾台風規模)の浸水想定区域内に居住する人
高潮(30年間で1回起こうる波浪規模)の浸水想定区域内に居住する人

津波 津波(広島県津波災害警戒区域)の浸水想定区域内に居住する人